

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成24年10月24日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成24年10月24日（水） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 会期の決定

第2 議案第15号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで（提案説明）

第3 報告第1号繰越明許費繰越計算書について（報告）

第4 組合行政一般に対する質問

3番 木村和久 議員

18番 角谷敏男 議員

第5 議案第15号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで（質疑・委員会付託）

第6 報告第1号繰越明許費繰越計算書について（質疑）

~~~~~

## 会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

~~~~~

出席議員（18名）

1番	平野真理子	2番	寺坂寛夫
3番	木村和久	4番	砂田典男
5番	田村繁巳	6番	中西照典
7番	岡嶋正広	8番	森山大四郎
9番	岡本和廣	10番	西川憲雄
11番	船木祥一	12番	津村忠彦
13番	・田博幸	14番	上紙光春
15番	寺垣健二	16番	上杉栄一

~~~~~

## 説 明 の た め 出 席 し た 者

|           |                 |         |
|-----------|-----------------|---------|
| 管 理 者     | 鳥 取 市 長         | 竹 内 功   |
| 副 管 理 者   | 岩 美 町 長         | 榎 本 武 利 |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 小 林 昌 司 |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 平 木 誠   |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 深 澤 義 彦 |
| 事 務 局 長   |                 | 加 藤 勝 茂 |
| 消 防 局 長   |                 | 大 田 康 範 |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 玉 谷 隆 明 |

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	中 村 英 夫
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	勝 井 節 朗
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任	近 藤 靖 子
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任	金 岡 正 樹

~~~~~

## 午 前 10 時 0 分 開 会

○中西照典議長 ただいまから、平成24年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から提出されました例月出納検査報告書及び管理者から提出されました長期継続契約締結結果報告書は、お手元に配付のとおりであります。

○中西照典議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

## 日 程 第 1 会 期 の 決 定

○中西照典議長 日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月25日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中西照典議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

日 程 第 2 議 案 第 15 号 平 成 24 年 度 鳥 取 県 東 部 広 域 行 政 管 理 組 合 一 般 会 計 補 正 予 算 从 議 案 第 18 号 鳥 取 県 東 部

## 広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで（提案説明）

### 日程第3 報告第1号繰越明許費繰越計算書について（報告）

○中西照典議長 日程第2、議案第15号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで、以上4案及び日程第3、報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを一括して議題とします。

提出者の説明及び報告を求めます。

竹内管理者。

〔竹内 功管理者 登壇〕

○竹内 功管理者 本組會議会定例会に提案しました議案の説明に先立ちまして、本組合の喫緊かつ重要な課題であります新たな可燃物処理施設の取り組みについて報告申し上げます。

環境影響評価につきましては、本年8月1日に準備書に対する住民意見の概要と本組合の見解を、鳥取県知事及び鳥取市長に提出しました。鳥取県では、現在、鳥取県環境影響評価審査会において審査中であり、今月末には知事意見書が本組合に送付されることとなっています。その後、その内容を踏まえ、必要に応じて準備書の補正を行い、評価書として県知事に提出し来年の1月末頃にはすべての手続きを完了する予定です。

ゴミ焼却施設建設差止訴訟については、今までに6回の口頭弁論が開かれ、訴訟の提起から1年間が経過したところでありますので、速やかな結論を求めてまいります。

また、施設に関しては、計画内容の検討に必要な手続きを進めるとともに、地権者集落の皆様と話し合いを重ね、できるだけ多くの関係者に建設への御理解をいただけるよう、全力を尽くしているところです。

次に消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター総合整備事業についての進捗状況を報告申し上げます。消防救急デジタル無線設備につきましては、機器の発注とともに、消防局鉄塔補強工事をはじめ、機器搬入を含めた6カ所の中継局舎等の建設を目指し、現在工事を進めております。

また、高機能消防指令センター設備については、仕様調整を図るとともに、Jアラート(全国瞬時警報システム)導入に向けて、事業を進めているところです。

それでは、提案いたしました議案第15号から議案第18号について説明いたします。

議案第15号は、一般会計補正予算について、因幡ふるさと振興事業費特別会計への繰出金、可燃物処理施設マネジメント等検討業務の委託費、可燃物処理施設建設に必要な物件移転補償費など、総額30,418,000円の増額及び債務負担行為の設定を行うものです。

議案第16号は、因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算について、県の緊急雇用創出事業を活用し、新規販路開拓試行事業や鳥取・因幡の観光資源PR事業などを行うため、総額4,318,000円の増額を行うものです。

議案第17号は、平成23年度の一般会計及び特別会計の決算について、地方自治法の規定により議会の認定に付すための案件です。構成市町の厳しい財政状況を念頭に、一般財源所要額の削減を図るとともに、効率的で健全な財政運営に努めた結果、いずれの会計とも実質収支は、黒字決算となりました。

議案第18号は、総務省令の一部改正に伴い、電気自動車等の急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理基準を定めるため、鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

報告第1号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書について報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案について、その概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

#### 日程第4 組合行政一般に対する質問

○中西照典議長 日程第4、組合行政一般に対する質問を議題とします。

議長に発言通告書が提出されておりますので、順次 発言を許可します。

3 番木村和久議員。

[3 番 木村和久議員 登壇]

○3 番木村和久議員 木村でございます。今日は10月24日でございます。去る6月14日11時頃、鳥取市生活環境課に、また同日夜間に鳥取市伏野地区伏野区長宅へ鳥取市伏野にありますコンポストセンターいなばの施設排水を薄めて水質検査に出しているとの電話がございました。翌6月15日、住重環境エンジニアリングが来庁し、社内告発、内部告発があり調査した結果、放流水を薄めて水質検査に出していたという事実が報告されました。これが東部広域の8月2日付けの資料に記載されている内容でございます。事実関係が報告され約4カ月がたっている現在、この事実をほとんどの議員が知らない状態でございます。この状況を今日御参集の議員の皆様は正常なこととお思いでしょうか。まずこの事実関係を御説明いただきたいと思いますが、関係者からいただいた資料によれば下水処理場からの脱水汚泥の最終処理をするコンポストセンター。この施設から処理された後の最終排水に関する案件でございます。排水の河川放流を可能とするためには当然排水基準をクリアしなければなりません。しかし排水基準をクリアできない受託者の住重環境エンジニアリングでは、サンプル水を希釈し排水基準をクリアするため虚偽の報告をしていたという内容の内部告発が6月14日にあったということでございます。しかしそれまでは、管理者である東部広域行政管理組合は委託業務契約書にある信義に従って、誠実にこれを履行するという信義を信じ、報告数値を信頼し、事業受託者へ管理を任せ現在に至っているということになります。住民から指摘された黒い水。改善ができないため河川放流から実験農場を設けてそちらへの散水とした経緯、黒い水の原因となっている粉塵除去のためサイクロン設置、集落排水施設への投入、臭気除去のためのバグフィルター設置など、ここまで多くの対処改善の経緯をたどっております。

この間の取り組みについて、当然管理者は報告や相談を受け、共に対処にあたっていたと理解していると思いますが、まずここまでの事実関係と経過をわかりやすく御説明を願います。登壇での質問は以上でございます。

○中西照典議長 竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 はい、お答えします。まず事実関係と経過ということですので、これは担当の事務局長から答弁をさせていただきます。いずれにしてもこの問題、実際に環境への影響はどうであったかとか、いろんな論点があるかと思いますが、私も連絡とか相談といったものを受けておりますので、その対処については適切に対処してきているというふうに考えております。

○中西照典議長 加藤事務局長。

○加藤勝茂事務局長 はい。発見された頃の状況と私たちが調べさせていただきました経過について説明をさせていただきます。

まずこの事案がわかったときのことでございます。6月14日に匿名で鳥取市の生活環境課のほうに、コンポストセンターいなばの施設排水を薄めて水質検査に出しておるといような電話がございました。当初、我々としてはそのような事実を承知しておりませんでしたので、そんなことはないだろうというふうに考えておったのですが、翌日、伏野の区長さんのほうにも電話があったということで電話の連絡をいただきました。そうこうしている間に住重環境エンジニアリングが今管理をしておるわけですけども、その会社のほうから社内告発があったということで、その事実について説明がしたいということで連絡がございました。それを受け

まして、東部広域では事実かどうか確認を早急にしなければいけないということで、放流水の水質検査をしておるところの同じところの水を東部広域の職員で採水をいたしまして試験をいたしましたところ、窒素成分が今まで報告されていた数値より相当高いということでどうやら報告されている、聞いている内容は事実じゃないかなということで確認をさせていただきました。

その後、当初、先ほど申された黒い水等の関係でございますが、平成 11 年にこの施設のコンポストセンターが完成をして稼働をいたしておりまして、その当時のことございましていろいろ辞められた方なり、その当時の書類のあるものを読んだりして調べをいたしました。その結果、平成 12 年 7 月に黒い水が出てるということで稼働してから約 1 年ぐらい後ですけども地元の方から通報がございました。その通報によりまして、事実関係を確認をいたしました。やはり黒い水が出ておったということで、この内容については環境クリーンセンターの公害監視委員会というのが地元にあるのですが、そちらと不燃物処分場管理委員会というのが 2 つ、地元通知をさせていただいたり報告する委員会がございましてそちらのほうに報告をしながら対応してきたというふうに確認をしておるところでございます。その黒い水の原因はまだまだちょっと定かではございませんけど、その残っておる書類等を読む中ではコンポストセンターの中で肥料をペレットに作るわけですけども、その工程の中で粉塵が飛んでおるということでその粉塵を当初はスクリーンや何かで集めまして中の洗浄水で洗っておったものがその施設から出て行く放流水の中に混ざって溶け込んでそれが黒い水ということで流れておったというような状況だと思います。それを除去するために当然専門的な知識を持っております建設した業者でありますとか、維持管理をしておる業者にいろいろ相談をしながらサイクロンを設置をするということでその粉塵を除去するための施設を設けたりしておるようでございます。そのサイクロンを設置した直後に水が綺麗になったというような報告も受けておりますし、まだまだその状況では完璧な状況ではございませんでしたのでその後平成 14 年 6 月でございますけどもバグフィルターを後続で設置をしたりというような状況を確認をしておるところでございます。ですから平成 11 年から 12 年にかけての経過の中で希釈をしておったのだらうなということで推測をしておるところでございますけども、確固たるまだ確証が得られていないような状況でございます。以上でございます。

○中西照典議長 木村和久議員。

○3番木村和久議員 いま事実関係はだいたいアバウトですけども御説明いただきましたけども。私がいただいた資料の中ではいろいろ書いてあるのですけれども。いずれにしてもその事業受託者はその黒い水が地元から指摘されて以降、その対処にいろいろ苦勞されているわけですね。同時に改善を速やかに形にしなければいけない東部広域としても非常に困った案件であったはずですね。

まず 1 つとして、これからお聞きしたいのはその委託契約書の 22 条に報告義務がうたわれています。ごく当たり前のことですね。履行に支障をきたす状況の報告や相談というのはお受けになっていたと思うのですけれども既に関係者から聞き取りもされているわけですが、サンプル水を希釈していたことというのは全く知らなかったということでございますよね。河川放流はできずに実験農場のほうへ散水していた。緊急対応をしていただくと。流すことができないから実験農場のほうにまいていた。そういういろいろな苦勞をして大変難しいというハードルがあった段階で、先ほども御案内があったサイクロンの設置で完全に問題が解決されたというふうにまずお思いになったのかどうか、まずこれ 1 つ。

それから受託者は組合にそして組合は地域住民に情報の公開と説明責任を果たさなければいけない立場というのがありますよね。その組合は最終責任者として、6 月 7 日に今回独自にサンプル水を採取されましたよね。やはり本来であれば地域住民に不安を与えていたものを独自に組合としてサンプル水を採取して、安心で明確な説明ができる検査結果をなぜ求められなかったのかその段階でね、これ 2 つ目。

そしてサンプル水が基準をクリアしたのにもともと河川放流していたのに、なぜ実験農場へ散水というものをそのまま継続したのか。綺麗な水だったら問題なく河川放流に戻して、なおその際に地域住民にもう全く問題はありせんということをしっかりやっぱり説明をしアピールすべきではなかったのかというふうに思います。なぜ河川放流へ戻さず実験農場への散水を続けたのか。

4つ目として、プラント排水の窒素が除去できない状況を受けられて平成 12 年にサンプル水の希釈を始めたということが書いてございますが、当然これは職員個人にとって何の利益もありませんからそれをすることがね。客観的に考えれば個人の判断ではなく、組織的な判断ではないかという理解が一般的ではないかなと私は思っていますが、事実関係を調べられたのですからそのことについても教えてください。もし個人であるとするならその理由も一般的に理解ができるように説明をしてください。

次に、内部告発後の管理者の取られた対応と事業受託者の取った対応について併せて伺ってまいります。事業執行される管理者同様、我々議員も当然、事業執行に関する監視、チェック機能の使命を圏域住民から委ねられております。つまり私たち議員にも当然責任があるわけでございます。5つ目として質問ですけれども、6月 15 日に事件の事実を確認されて今日まで、管理者はなぜ広域のこの議会へ報告されなかったのか。事実確認が終わり環境クリーンセンター公害監視委員会が開催されて事実が報告されたのが8月 12 日、そして今日は10月 24 日。事実が発覚して約4カ月かなりの時間が経過しております。その間、議会への説明もメディアへの発表もない状態です。情報公開と説明責任が大きく求められている時代環境にあつてですよ。全く逆な対応と言っても言い過ぎではないと思いますが、ここまで情報公開がされず内部で蓋をしたような状態で済ませようとしたことは、管理者にとってあまりにも議会が軽いのではないかと私は感じています。また、今までの情報や今後の情報についても疑う耳で多くを判断することになってしまいます。管理者の見解を求めます。

○中西照典議長 竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 お答えします。まず、先ほども少し触れましたけれども現時点で施設からの排水は鳥取市の農業集落排水施設で適切に処理されておまして、その後一般の公共水域である河川に放流をされているということでもまずそのコンポスト施設からの排水は直接河川に放流されることなく、農業集落排水施設すなわちこうした下水道水質処理の施設で放流されその放流水の水質は管理環境上の問題がないと基準内のものであるということをもっと申し上げておきたいと思えます。これでこの問題の基本的な一般公衆に対する影響ということは防がれているということがございます。

それを前提にして内部告発から始まったこの事実関係の確認、あるいは地元への説明、一連の手続きが相当な時間と経過を要したわけで、そして実はこの今回開かれている定例の東部広域行政管理組合議会に対しては全員協議会を通じて本日事実関係の説明もするというのを予定していたところでございます。そういう意味で時間がかかっているのではないか、あるいは地元へ説明したとおそらく同時に説明すべきではなかったかといった点かと思えますけれども、これは我々の事業執行者の判断としてそれが適切であったかを問われることはあるにせよですね、このことを隠そうとかそういうことは一切考えておりませんし、適切な時期に説明をしようというふうに考えてきたところであります。そのことは御理解いただきたいと思えます。地元にも話して、それはそれで一般に十分伝わる状態でもありました。隠すというようなことはもとより考えていたことではありません。事実関係をきちんと調べた上で説明をしようとしてきたわけであります。

その経過の中でのお話が前段での御質問がございました。これは経過をたどりながらその時点でどうして実験農場に散水したかとか、そういったあるいはその原因が何かといった関係ですので担当事務局長からお答えをさせていただきます。

○中西照典議長 加藤事務局長。

○加藤勝茂事務局長 お答えいたします。サイクロンの設置で完全に処置ができたかどうか、どういうふうに判断したかというようなお尋ねがありました。サイクロンの設置についてはこの黒い水が出る経過の中で対応策ということでサイクロンの設置をされております。それでそのサイクロンの設置をされた直後の水質検査の報告が当初心配していた数値よりも極めて低い数値で報告をされてきましたので、東部広域としてはサイクロン設置をしたことで水質がよくなって改善されたというふうにそのときは判断をしていると思います。それと実験農場のほうに散水をしていたというような状況を今御質問をいただきましたけども、実験農場に散水をしたのは黒い水が出てその時点ではどういう対処法がいいのかどうかということで検討はしてはしておりますけどすぐには対応できないということでサイクロンをつけるまでの間、ちょうどコンポストセンターの山側にある実験農場がございますが、そちらのほうに放流水を仮設のパイプを引きまして、散水をしたおったという事実がございます。ただ、サイクロンをつけた時点でなぜ戻さなかったかという点については、今現在ちょっと調査結果を私どももちょっと承知しておりませんので、散水をした事実は承知しておりますけど戻さなかった事実は今の段階ではわかりません。

それと集落排水の安全か安全でなかったか、どういうふうに検査をして地元のほうに説明をしたかしなかったかということですが、この事案が発見をされて、当然、先ほども申し上げたように放流水の水質、この施設から出てくるところの水質については、直接採水をして検査をして窒素が高かったという結果を得ておりますけども、もうその下流については下流は伏野の農業集落排水にすべて入っておりましてそちらの処理をしました放流水質について毎月採水をされて検査をされております。結果については特段問題のない数値で放流されておりましたのでこの案件については8月10日と12日に地元で説明会を開催させていただいた折には何ら環境には影響はしてはおりませんということで説明をさせていただいたところでございます。

それと、この希釈をしておったのがどういう経過で今までできたかというような、そういう関係で質問いただいているように思うんですけども、その件については我々がいま調べておりますのは、平成12年からずっと管理を住重環境エンジニアがしているんですけども、その中で何代か所長といいますかその担当者が、担当者だけが口伝で希釈をして水質検査を送るということで口伝で報告をしながら現在に至っておるようでございまして、それだけの内容を住重のほうから報告をいただいておりますのでそれ以外のことはわかりませんし、東部広域としては、そのサイクロンを設置をして放流水質が良くなった時点で何ら問題ないものということで現在までずっときておりますので職員自体はこのようなことがあること自体を全然承知をしていなかったということでございます。

それと、かなり経過がかかっておるということでございますけども、何分にも平成12年頃に稼働を始めた工場が現在に至ってその希釈を続けていたような事実でございまして、既に会社退職された方もございまして、東部広域の職員も退職をされておられない職員もおられます。その中で無理をお願いをいたしましてその当時のことをいろいろお伺いするわけですがなかなか全体がわからんというような状況がございまして、地元で説明するにしても何らわからんわからんということで説明するわけにはなりませんので、ある程度わかるような情報がその8月時点でわかってきたので8月には地元のほうには説明をさせていただきましたし、隠すということではなしに経過についてもきちんと整理をしまして、ペーパーに整理をして地元のほうにもお出しをしておりますので、我々としては地元の皆さんにも透明性をもって説明をさせていただいたと思っております。そういうような状況で現在に至っております。以上でございます。

○中西照典議長 はい。加藤事務局長。

○加藤勝茂事務局長 当初の状況は個人で判断したのか組織で判断したのかというのはわかりませんが、組織

として引き継いでおりませんのでその当時の状況については今の状況ではわかりません。

○中西照典議長 木村和久議員。

○3番木村和久議員 基本的にじゃあ向こうの出してくる情報をすべて信じて、抜き打ち検査等も一度も行った経緯はないということですよ。それで良かったのかどうかは別にして。基本的にはこの案件に関しては終わってしまっていることです。ですからどうしようもないんですけどね。ただ先ほど御説明があったような、担当者だけで口伝えでその状況が伝えられるという状況が本当に個人の判断でこんなことをやるというふうにはまず誰が聞いてもそう理解できませんよ。私が思うにまず管理者がいま適正にやってきているというふうにおっしゃっているけど管理者はまず議会に対して状況まず説明をすべきだったのかなというふうに思います。速やかにね。原因究明と対応方針をしっかりと示して事後対応の理解を求めていくというのが、先ほどから何度も言っている情報公開あるいは説明責任を果たすという議会や地域との信頼関係を強固な堅固なものにしていくという重要なプロセスだろうと思うんです。これがやっぱり取られていないということは私は少し今回のやり方については支持ができないなというふうに思います。嫌なことですよ、これに手をつけるのはね。でも、やはり一番大切な地域との信頼を失わないためにも、私はそうすべきではなかったのかなというふうに思います。事業受託者の虚偽報告は管理者の知らないところで行われたわけでいえば現在の管理者の竹内市長の責任ではない、基本的にはないわけですよ。とんでもないことをしてくれたなというふうに腹立たしく思っちゃるところもあると思いますが、しかし6月から今日までの4カ月間の対応についてはやはり管理者の価値観と判断、そして責任でやられたことだというふうに思います。この部分については誰でもない管理者の責任でなさったことです。できれば済んだことなかったことにしたいわけですけども、立場が変えれば私も同じように一瞬思うというふうに間違いなく思いますが、しかしそういうわけにはいかないわけで、議員としてまたこの圏域住民として、今回の対応には大きな大きな不信感が残ります。たぶんそう感じているのは私だけではないと思いますよ。信頼を失うということはリーダーにとっては大きなマイナスですから、十分注意なされたほうが良いと思います。

ここでちょっと確認しておかなければいけないのは、事業受託者への対応、今後の対応をどうなさいますかということですね。委託事業業務の契約書 34 条には鳥取市による契約解除の条文も記されております。契約の大原則である「信義に従い誠実に」この記述に照らし合わせれば、検査水を薄める行為はもちろんのこと、その上、組織的なものとなれば、もしそうであればこれもまた論外なことです。また内部告発があって報告をせざるを得なくなったのであればまたこれも論外なことだというふうに私は思います。因幡浄苑とコンポストセンターは5年間の委託契約、17億4,300万。プラント業者ということもあるので他社でということは難しいとも思いますが、徹底した事実の究明を前提とした上で何のおとがめもなしということは圏域住民の理解は得られないと思います。これについてどうされるのか。

そして先ほど集落配水の施設へ入れたのだから周辺の影響はないと。今後何の問題もないというふうにさらっとおっしゃったけれども、今回の案件で一番重要なところというのは地域との信頼関係が崩れ、今後の類似事業への報告、説明内容に対する信頼が著しく低下することにあると私は考えます。圏域住民が理解できる管理者の明確な答弁を求め質問を終わります。

○中西照典議長 竹内管理者。

〔竹内 功管理者 登壇〕

○竹内 功管理者 はい。お答えいたします。まず信頼関係という点であります。地元の方々と信頼関係という点も大きなポイントだと思うんですが、経過の中で説明がありましたし質問される木村議員のほうからもありましたが、8月10日と12日の2日間において地元で地元の皆様で構成する末恒不燃物処理場管理委員会と環

境クリーンセンター公害監視委員会に希釈の事実とあわせて周辺環境に影響を与えていないことについての説明をいたしております。そしてこれは途中経過として説明できるだけ早い時期にということから行ったということも申し上げておきたいと思っております。この2つの委員会の委員の皆さんにはこの問題はちょっと別にして、これまでの施設稼働状況とか機器の保守等の定期的な報告もずっとやってきておりまして、信頼関係を築くそういう努力をし信頼関係も築かれてきているところです。このたびの8月の説明を受けて地元の方々に改めてこういう事実関係も説明して、環境への影響が集落配水に入って一般の水域に放流されるということで影響は出ていないのだということも説明いたしましたが、この説明を受けてこれらの委員会からは概ね理解をいただいたというふうに思っておるところでございます。引き続き今後調査をしっかりと尽くさないといけないと思っております。そして調査を尽くし、原因なり事実経過なりの解明をし、さらに施設配水についても一層の改善を図るなどの取り組みも必要だろうというふうに思っておりますが、そういったことをまた改めて報告をしたり、説明をしたりしていきたいと思っております。

議会に対してもそれは早い時期に御説明するべきだという御主張は受け止めたいと思っておりますが、あらかじめこの議会開会の前からこの件についてどういうふうに説明させていただいたらいいかというような御相談をさせていただく中で、全協での説明ということを用意することになったものでありますのでそのような点も御理解いただけたらと思っております。

なお、ペナルティーの件であります。現在まだ調査中であることもあり最終的な調査の結果を取りまとめた上で適正に対応したいと考えておりますので、ペナルティーが全くないのだとかそのようなことであるとは私も考えておりません。事実関係の十分な調査結果を踏まえて判断をするとそういう考えでおります。

○中西照典議長 角谷敏男議員。

〔18番 角谷敏男議員 登壇〕

○18番角谷敏男議員 私は3点について質問をいたします。まず1つは、119番通報の受信体制と常時2名体制についてです。5月の臨時議会の全員協議会で配布された資料では、消防体制の充実と考え方が述べられています。その中の対策実施事項で情報指令課の深夜勤務における指令員の2名当務化、当直の当に任務の務というふうに表現しますが、2名当務化を実現し119番の迅速かつ適切な受信体制の確保を図るとしてあります。通信指令課の通信指令業務は、年間1万2,000件を超える119番通報を受信し、的確な出勤、関係機関との迅速な連携を取り、住民の生命と財産を守る行政の重要な業務であり、そのために消防力の指針でも通信指令管制業務に従事する職員の数を常時2名以上と規定しているとしてあります。しかし、実態は深夜の仮眠時間帯、夜10時から翌朝6時まででは実質1人であるために体制強化の必要について有事における体制整備と職員の健康管理の掌握をあわせ、常時2名体制への改善が急務であると述べられております。こうした実態を改善するために、早く常時2名体制化を実施していくべきであると考えますがお聞きをいたします。

次に東町出張所の耐震対策についてであります。御案内のとおり防災・減災の重要な拠点施設である消防施設の耐震対策は急務中の急務であります。東町出張所は昭和43年4月に開設され、耐用年数は24年で開設以来44年を経過しております。この出張所の整備とともに、あわせて他の庁舎の整備について現在の検討状況をまずお聞きをいたします。

3つめに可燃物処理施設建設計画について質問をいたします。その1つは、計画内容と情報交換についてです。平成23年11月議会において、情報公開の1つとして審議過程の透明性を高めていくために、私は正副管理者会議の議事録の公開を求めました。それに対して深澤副管理者は、議事録は事務局で閲覧できるが、今後ホームページ等による公開も検討していきたい旨の答弁でありました。1年も経過してきておりますが、実施に向けてどのように検討しておられるのかお聞きをいたします。

2つにはこれまでもお聞きしてきましたが、東部広域でのごみの減量化計画の策定についてであります。具体的な取り組みは各市町に委ねているのが実態です。管理者は2月定例議会では、ごみの減量化に対するごみ処理の統一した考え、共通認識のもとで推進を図っていききたいという答弁でした。管理者は具体的な数値目標を定める考えがあるかどうか改めてお聞きをいたします。

3つ目にはごみ処理建設に関して仄聞するところによりますと、平成20年度からごみ質調査をしているとお聞きをしております。それはどんな結果であり、どんな焼却量に選択するのに関わることはないかと推察いたしますが、いつ公表されるのかお聞きをいたします。

2つ目には環境影響評価準備書についてです。10月17日、第4回鳥取県環境影響評価審査会が開催され、準備書に対する知事意見の項目とその案が審議されました。準備書は事業者の東部広域が環境影響評価の調査、予測、評価、環境保全対策の検討を行い、事業者の環境保全に対する考え方を取りまとめたものであります。この準備書の作成に関して、知事は既に平成22年1月20日付けで可燃物処理施設整備事業（仮称）にかかわる環境影響評価報告書に対する意見についての通知を東部広域に出しています。その中の総括的事項が3点述べられ、その中に環境影響評価の実施にあたっては、住民からの要望等に十分配慮するとともに、引き続き情報公開に努めることを求めていました。東部広域は環境影響評価について、今年4月から5月に県環境影響評価条例に基づき、環境保全の立場から住民意見を求め、住民から206件35通の意見が寄せられました。8月に東部広域はその意見書概要と事業者であるその見解を県に提出をされました。国英地区建設反対協議会は5月の意見募集の際に、多くの意見を提出されました。そして9月21日には8月1日に提出された環境影響評価準備書への意見書及び東部広域の見解意見に対する追加質問を東部広域に提出をされました。これに対して東部広域の回答は、県条例に基づく意見書の提出機関を経て、8月に条例の規定する住民意見概要書及び事業者の見解を県に送付したので、追加質問は事業者が見解を述べた後に提出されたものであること、また現在県の審査を受けている立場にあることを理由に、新たな事業者の見解を述べることは控えさせていただくとして、この追加質問についての文書を返送したのであります。県が東部広域に対して事前に方法書に対する意見を出しているのに、果たして期限が切れたとって追加質問を返送するという、こうした措置が適切なのでしょう。知事の意見をどう踏まえておられますか、お聞きをいたします。

2つには知事は方法書の中で、東部広域に対して環境影響調査の実施にあたっては、単に環境保全目標と比較するのではなく、現況の環境を極力悪化させないという観点から評価するとともに、環境影響評価の結果、環境保全措置を講じることとする場合は、環境影響への対比、低減が、低減は低い・減らすという意味ですが、最大限なされるように十分検討し、その内容についても明らかにすることを求めております。この点で先日の審査会で、例えば植物、動物、生態系の環境保全措置について、どんな調査の結果でどんな評価をしているのか、それに対する審議会の意見案はどのようなものになるのかお聞きをいたします。また、これまでもお聞きしてきましたが、東部広域での減量化計画の策定についてであります。失礼いたしました。これは先ほど申しました。

最後ですが、ごみ処理建設について、以上質問をいたしまして登壇での質問とさせていただきます。

○中西照典議長 竹内管理者。

〔竹内 功管理者 登壇〕

○竹内 功管理者 お答えをいたします。まず通信指令業務の関係ではありますが、これは消防局長からお答えをさせていただきます。

東町出張所の関係でございます。鳥取消防署東町出張所、木造2階建て一部鉄筋コンクリート造りという建物でございますが、につきましては、昭和43年の建築から既に44年を経過をしてこの東部消防局の中で最も

老朽化が著しく、また耐震強度も極めて低い状態にある施設であります。このような中、消防局では昨年度、市街地の消防のあり方検討委員会を設け、主に鳥取市内の人口密集地の消防体制の整備について検討をしていただきまして、東町出張所につきましては管轄する区域は住宅密集地かつ高齢化率が高いことなどから、施設の建替え、業務の拡充は急務であると提言を受けたところであります。

私としても東町出張所の整備については、最も緊急を要する課題として対処する必要があると認識をしています。また、広域発足から 34 年を経過し、他の消防庁舎の老朽化も進み、機能の充実、さらには耐震化への対応等も求められているところです。このため、消防局において速やかに消防庁舎整備に向けた検討会、全体的な検討会を設けて緊急度の高い東町出張所の整備も含め、具体的な計画案の作成を進めていきたいと考えております。

次に正副管理者会議の議事録の公開についての御質問がございましたが、これは深澤副管理者から答弁をいたします。

ごみの減量化等、ごみ問題についてお答えをしたいと思います。ごみの減量化の推進は東部広域を構成する 1 市 4 町、共通した認識でそれぞれ取り組んできたところであります。この取り組みに関してであります、構成市町によりごみ減量化の目標数値の設定状況が異なっている現状にあります。ごみの減量化は何といても最も住民に近い市や町が中心となって進めていくのが効果的であると認識しています。各市町におきましてはごみ減量化の目標を設定していただき、それらの集計値をもって東部広域の目標値と位置付けられると、位置付けて努力をするべきものというふうな認識を持っております。

本組合としてもごみの減量化は重要なこととして捉えて、現在まだ目標値の設定をしていないところの町につきましてはそれをお願いをしているというか、呼びかけをしている状況です。

また、ごみの減量化に関してはこの 10 月 1 日から 1 市 4 町全体でレジ袋の有料化実施、これを東部として東部の区域で取り組んできたところであります、こうしたことから圏域内のごみ減量化の努力は一步ずつ進んでおりますし、鳥取市及び目標数値設定している町につきましては目標に向けての努力がなされているとそういう状況でございます。引き続き具体的な数値目標の東部広域全体としての数値目標の設定に向けて取り組みを進めたいと考えております。

ごみ質調査につきまして、結果をいつ発表するかとか、どのような結果なのかというのは事務局長からお答えをいたします。

それから提出期間を途過して遅れて出してこられた意見書の件も御質問がありました。また、この知事意見の指摘事項に照らしてどうかという御質問でもございましたが、これは事務局長のほうからお答えをいたします。

さらに植物、動物、生態系の環境保全措置についての御質問がございましたが、あわせて局長からお答えをいたします。

さらに審議会の意見書はどのようなものになろうとしているのか、といったことではありますが、現在の段階でお答えできる内容を局長のほうからお答えをしたいと思います。ちょっともし質問で答弁の漏れているのがあったら、また御指摘いただき次に答弁いたします。

○中西照典議長 深澤副管理者。

○深澤義彦副管理者 はい。正副管理者会議の議事録の公開についてお尋ねをいただきました。この正副管理者会議の議事録につきましては、東部広域行政管理組合の事務局でいつでも閲覧をしていただける状況となっております。この議事録のホームページへのアップにつきましては、現在準備中でございまして近日中に公開をさせていただく予定としております。以上でございます。

○中西照典議長 加藤事務局長。

○加藤勝茂事務局長 ごみ質調査とその結果をいつ公表するかということをお答えいたします。調査の結果につきましては、平成 20 年 8 月から本年 8 月まで 17 回実施したごみ質調査の平均値は、219.5 kg/m<sup>3</sup>当たり、乾燥後の種類組成の割合は、紙・布類の 60%、それと木・竹・わら類の 10.7%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類これが 14.3%、厨芥類 11.8%、不燃物類 0.9%、その他が 2.3%となっております。また、ごみ質の 3 成分の割合といたしまして、水分が 48.2%、可燃分が 46.3%、灰分が 5.5%でございます。低位発熱量は 8,611.18kJ/kg となっております。なお、この調査の結果につきましては要望に応じまして提供しておりますが、ホームページの公表も検討しておるところでございます。

次に、国英地区ごみ焼却場反対協議会から出された追加意見を返送してあるが、この扱いで良いかということでお答えいたします。地元の協議会から 9 月 21 日付けで提出された追加の質問は、鳥取県環境影響評価条例で定める住民意見提出期間を過ぎておりまして、住民意見書に対する事業者である東部広域の見解を県知事に提出した後に出されたものでございまして返送いたしております。

次に、植物、動物、生態系の環境保全措置について、どんな調査の結果でどんな評価をしておるのかということでお尋ねいただきました。お答えいたします。事業実施区域周辺に生育、生息する注目すべき種、レッドデータブックとっとりなどに該当する動植物の調査の結果は、植物では 8 種類、ほ乳類が 8 種類、猛禽類を含めた鳥類が 25 種類、両生類が 6 種類、昆虫及びクモ型類 11 種類、陸産貝類、これは 2 種類となっております。また、評価につきましては、環境への影響を極力回避、低減する観点から移植、モニタリング、生物が利用可能な構造の調整池・用水路整備等の対策を講じるなどの評価をしているところでございます。

次に、審議会の意見はどのようなものになるかということでお尋ねございました。お答えいたします。鳥取県環境影響評価審議会では、特に影響を受けることが大きいと考えられるカスミサンショウウオについては、事後調査結果を踏まえ、専門家等の指導や助言を得て保全を検討すること、移殖が困難であるホンゴウソウについては最大限環境への回避・低減を図り、困難な場合は専門家に相談をいたしまして、移殖などの保護を検討することなどが意見として示されるものと考えておるところでございます。また、レッドデータブックとっとり並びに環境省のレッドデータブックが準備書作成以降に改訂をされておりますので、この改訂版との整合性を図ることも求められると考えておるところでございます。以上でございます。

○中西照典議長 大田消防局長。

○大田康範消防局長 はい。119 番通報の受信体制についてお答えをいたします。現在、消防局の通信指令業務につきましては、議員が申されましたように 22 時から翌朝の 6 時までが深夜勤務となっております。この時間帯は仮眠時間の確保もありますことから、常時 1 名体制となっておりますけれども、有事におけます体制強化と通信員の健康管理上、2 名体制へ移行したいというふうにご検討いただいております。具体的には、平成 25 年 4 月から鳥取消防署の深夜勤務の消防士と連携を図りながら 2 名体制を確保するように予定をしております。以上でございます。

○中西照典議長 角谷敏男議員。

○18 番角谷敏男議員 それでは、再度質問したいと思います。まず、登壇で質問した順序で再度質問させていただきます。119 番通報の受信体制、これの常時 2 名配置ですが局長から答弁がございまして、来年 4 月から 2 名に実施させたいという御答弁でありました。ただ、私はちょっと気になるのは、やはりどうも仄聞するところによると、指揮支援隊の方も入れてその 2 名体制にもっていきたいということを知っているわけですがけれども、全協のときの資料を読ませていただいて非常に気になるのが先ほども言いました、やはりこの 119 番通報の受信にどう初動的な対応をとるかというのは、あとの対策に非常に決定的な意味を私は持つと思うわけです。

指揮支援隊の役割というのも、いち早く現場に出動し、現場情報を収集、危険を回避するための現場把握などの確な現場指揮が行える体制づくり、そのことによって殉職事故等の公務災害防止と適正な現場指揮体制を構築する、こういうことになっているわけですね。そうしますとこの複雑な災害やその事故が発生すれば、この指揮支援隊は指導することになるわけですね。そうしますと、消防局にその指令員として残されるという言い方はおかしいですけど、やはり4名の中で今の現状の中で対応をせざるを得なくなるということなわけですね。これも消防局の情報指令課の指令課員の深夜勤務状況が5月の全協のときに配布されておるわけですけど、読ませていただいても非常に大変な状況にならないかなと思ったりするわけです。指揮支援隊が現場に出掛けなきゃいけないというふうになれば、その指令員1人で119番の受理、出動指令、出動車両との無線交信による情報収集とか、消防局代表電話の受付対応、マスコミからの深夜の事案問い合わせの電話対応、住民からの救急当番病院の問い合わせ電話の対応等々いくつかありまして、確かに緊急事態だから仮眠中の指令員の方を勤務させるということになるとは思いますけれども、しかしこの8時間の深夜時間帯の中で相当なやはり負担になってくる。休憩もとれない。そういうことも予想されるわけですね。想定外のことが起きたというようなことはもう言えない状態ですので、やはり局長にお尋ね、管理者にお尋ねしたいのは支援隊とは別にですね、やっぱり早期に選任で配置をしていく、必要な人員配置をしていくというのが本来の今3・11の東日本大震災からの酌むべき教訓じゃないかなと思うんですが、早期のこの選任での配置についてどうお考えなのか、改めてお尋ねをしておきたいと思います。

それからですね、東町の問題はおおよそわかりました。1点だけ、ちょっと検討状況になるかもしれませんが、今後の取り組みになるかわかりませんが、以前からやはり土地の確保が東町についてはいろいろ言われております。おそらく他の庁舎についてもこれから検討会をやるとなると、新築にするのか、耐震改修にするのか議論があってどうされるかという議論があると思いますが、とりあえず東町について、鳥取警察署の跡地という、市民の、その地域住民の声もあるわけですけども、こういうあたりの土地の確保についてどういうふうにこう考えてやろうとされるのか。大変今日まで困難をきたしているというような、いろいろあたってもなかなかないじゃないかなということもお聞きするわけですけども、この点について今後の取り組みについてあわせてお尋ねしておきたいと思います。

それから可燃物の問題であります。副管理者の答弁のホームページの公開はやっとかということでした了解いたします。

それから具体的なおみ減量化の数値目標についてであります。やはりこの施設そのものを一定の規模で建設するわけでありまして、数値設定に向けてこれから取り組んでいくということでありまして、やはり先ほど答弁がありましたように、その実態が、減量化のやり方が実態と異なっているということであれば、そういうこともどうするかということ踏まえて、この減量化目標を立てないといけないじゃないかなと思うわけでありまして、これも一定のめどをつけて期限設定をするぐらいやるべきじゃないかなと思います。具体的な年次の目標設定との関係でどうお考えなのかお尋ねをしておきたいと思います。

それに関連させて、やはりこの可燃物の整備方針を読ませていただくとこう書かれているわけですね。余熱利用をした発電等を積極的に行うとされているわけですが、この余熱利用の発電ということになると相当なエネルギーの確保が必要とされるわけですね。このお聞きするところによると、どうも廃プラスチックの扱い方についてはどうするかが決まっていなくてということでありまして、鳥取市の清掃審議会でも担当課がそう答弁しているということをちょっと読ませていただきましたが、こういう東部広域としてやはりこのおみ減量化の兼ね合いもありますし、どのように考えておられるのか、今時点でお尋ねをしておきたいと思います。

それから、環境評価の準備書についてであります。私の質問は知事の意見をどう踏まえておられるのかということでした。返送したということだけでありまして、全然知事の意見をはっきり言ったら踏まえておられないということになります。私はどうもお聞きしますと返送されたものだから、地元の住民組織の人たちが県の担当課に直接持って行っておられるようですね。私はその後の、その直後の、また環境評価審議会でも第4回を傍聴したわけですね。局長も管理者も御存じだと思いますけど、何回かこの評価準備書についての審議会の意見議論が交わされておりまして、4回目については過去3回の意見と東部広域の意見が並列、並べて対比されて資料として配布をされました。今回第4回目では、先ほど冒頭に登壇でも言いましたように、知事の意見を取りまとめる、その案を案として21項目提示をされた。その21項目の冒頭が方法書にも示された住民意見を十分に踏まえて、情報公開もやるべきだという意見だったわけです。私はこれ読んだときにこれ返送して済むもんかいなと思ったんです。私はそれは条例に基づく措置でそう受け付けられないにしても、もうちょっとこれは今後の資料ないしは何らかの形で直接お話を聞いて、懇談でもして、市長よく言うておられるじゃないか、誠意を持って話し合いをすると。そうであるならやっぱり条例に規定されていない、そういう行政の姿勢としては、そういうことを十分にしなきゃいけないと思うんです。私はこれ返したただけでおしまいかな、これはちょっと問題だよというふうに率直に思いました。ましては知事がそういう意見を付けているわけですから改めて知事の意見を踏まえて、管理者にその返送の事実について、今どう思っておられるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、この審議会に対する意見書案がどういうふうになろうとしているのかということでもいくつかありました。私は1つだけ局長に改めて答弁求めたいと思うのが、市長でもいいんですけど。これは局長よりは管理者のほうがいいかもしれません。この審議会の中の意見に、3つ目か4つ目に鳥取市がいま計画している工業団地、このことについて審議会から意見が出ているわけで、知事の意見書の案に意見にも伏される予定にどうもなっているようですね。何が審議会で課題になっているかと言いますと、いわゆる工業団地で地形が相当壊されると。今の地形がですよ、山があったりして。そのことによって、環境がどのように変化して変化をどう予測しておって、それにどう対応しようとしているのかが全く明らかにされていないということなんです。これは鳥取市だけの問題ではなくて本当に東部広域としてどうするのか。ここが非常に審議会を傍聴して気になったわけです。これは本当に環境に生物や生態系にどう影響するか明らかにしないまま、工業団地も造成していく。こういうことでいいのだろうかということなわけです。この点について、管理者のお考えをお尋ねしておきたいと思います。

○中西照典議長 竹内管理者。

〔竹内 功管理者 登壇〕

○竹内 功管理者 お答えします。通信指令員のさらなる充実です。この点については、角谷議員さんのほうもいろいろ状況を把握した上で、将来的にはそういったこともできないかということであろうかと思いますが、通信指令員を専任の通信指令員として2名体制に確保するという点に関してどう考えていくか。まずは、消防局長の答弁のほうでお答えをさせていただきます。

さらに東町出張所の土地問題であります。これはやはり現在の土地が極めて敷地面積が狭いわけなんですね。敷地が確か120数㎡でしてね。そしてそこに消防車2台がほとんどこう隙間のないように入りこんで、その後ろに事務所とかそうした消防の消防士がいるスペースがあるわけで、まずこの場所を使うということはなかなか難しい。したがって土地問題というのが大きな1つの課題となっていることは御指摘のとおりです。これまで、いろいろ検討してきた経過では例えば隣接地を買って、買収して広げられないかということも検討していましたが、なかなかそれはできないということに今までの検討になっております。いずれにしても土地の

問題は非常に大きな課題であります。それを含めて整備に向けた取り組みを早急に、先ほど申し上げましたが検討して実施に移していかなければならない。なお、土地の確保は各市町の責任で行って、その上に東部広域として施設を整備するという形でやってきておりますのでどこの市町でもですね。土地確保ということになれば、鳥取市の責任で何とかしなくちゃならないということになるものでございます。

それから、ごみ減量化の具体的な期限とか年次とか数値目標を定める考えがないかという点ですが、この点は現在、事務的にいろいろ調整なり検討をしておりますので、答弁のほうも事務局長のほうから各市町の間で何て言うんですか、取り組み状況、これをお答えさせていただきたいと思います。最終的にはできるだけ具体的な数値目標を定めたいと私は考えておりますが、調整中ということでございます。

その次にプラスチックの扱い、これもこれから検討しなきゃならない大きな課題だと考えておまして、こうしたことについても局長からお答えをさせていただきます。

次に、方法書に対する知事意見の中で、住民からの要望に十分配慮する等が必要だという話があったことと照らし合わせてどうかということでもあります。意見書というのが、国英地区ごみ焼却場建設反対協議会から出された追加意見ということでありました。したがってまして条例に定める提出期間を過ぎて提出されたということで、我々としても意見をそれについて我々自身が意見を付けて、例えば県のほうに提出するというような取り扱いのできるものではないというふうに認識をして最終的に返送するのが適当だと判断したわけですが、その内容については今ちょっと手元にないので具体的に述べるのは控えさせていただきますが、反対協議会から出された追加意見については、その内容については我々も我々に届いた時点で内容を把握しておりますので今後地域の声の1つとして十分にこの内容を踏まえて適切な対応をしていきたいと思っております。十分な説明を果たし、理解を求めていくというのを基本に対処してまいりたいと思っております。そういう意味で全く無視するとか、それを知らないとかいうことではなくて内容は内容として承知した上で、今後地元との対応をしっかりして取り組んでいきたいと思っております。

それから環境影響評価の準備書において、その工業団地の影響をどう考えるかということではありますが、この点もいろいろ議論のあり得る点であろうかとは思いますが、これまでの環境影響評価の準備書を準備してきた立場から事務局長のほうでこの点についてお答えをさせていただきたいと思っております。実際に工業団地をつくることで、その工業団地自身もその環境影響評価ということが環境への影響ということは言っても、我々も慎重に対処してそういうことがないように努力しているわけで、その隣接地であることから工業団地ができることによる影響という議論もあり得るかと思っておりますが、今までのところ具体的に影響が出るというような話を私は聞いておりませんし、そうした立場で準備書をまとめたものだというふうに思っておりますが、詳細は局長のほうから答弁をさせますのでよろしく申し上げます。

○中西照典議長 加藤事務局長。

○加藤勝茂事務局長 はい。お答えいたします。廃プラスチックの扱いをどうするかということでお答えいたします。プラスチックごみは現在、分別収集をいたしましてリサイクルしておりますが、一方で全国では貴重なエネルギー源と位置付けまして発電用の燃料としている市町村もございます。本組合におきましてもプラスチックごみの取り扱いは検討課題でございますので、今後早急に検討してまいりたいと考えております。

次に工業団地と隣接しておるがそのあたりは調整どうなっているかということで、環境影響評価の中で、評価準備書の中で再三言われておる問題でございますが、工業団地については県条例の対象になっていないということで軽微な事業でございますので、我々が進めておる可燃物の処理場と工業団地というのは一東に加え込んで環境影響評価をするというのは簡単なものではございません。ただ隣接しておる事業でございますし、鳥取市が進めておる事業でございますので、担当者同士、今までもそうですけれども今後も連絡を密に取りま

して、整合性を取ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○中西照典議長 加藤事務局長。

○加藤勝茂事務局長 はい。失礼いたしました。各市町の取り組みでございますが、各市町の一例を申し上げて報告させていただきたいと思いますが、例えば鳥取市でございますが、平成 24 年度今年度からコンポスト容器、これはダンボールを使いましてごみの減量化ということで新たに事業を進めておりますし、岩美町、平成 23 年度より家庭ごみ処理機、生ごみ水切り容器の購入補助制度を実施をされておられます。若桜町ではやはり生ごみ処理機、コンポストの購入補助費等を設けておられるようでございます。智頭町でございますが、平成 19 年度より生ごみを分別収集されまして、民間事業者により液肥として資源化をするということで減量化を進めておられます。八頭町では平成 22 年度よりエコレンジャー s ふおの劇を通して、保育所等に環境教育を実施をされて減量に取り組んでおられます。その他多くの事業に取り組んでおられますが一例を挙げまして答弁とさせていただきます。以上でございます。

○中西照典議長 大田消防局長。

○大田康範消防局長 はい。通信指令員のさらなる充実についてということでお答えをいたします。通信指令員の専従化による充実につきましては、今後の 119 番の受信件数の推移でありますとか、消防を取り巻く環境の変化等を見極めながら今後とも検討を進めていきたいとこのように考えております。以上でございます。

○中西照典議長 角谷敏男議員。

○18 番角谷敏男議員 最後になりましたが、改めて 2、3 点ちょっとお尋ねしたいと思います。まず 119 番通報の受信体制であります。この全員協議会での資料を読ませてもらって当面その指揮支援隊が 8 名でスタートするということですね。それで今の現在ではこの 8 名をどこから確保するのかということは書かれておりません。まだ具体的になっていないと思います。一方、仄聞するところによると普通その消防署の職員の深夜勤務時間というのは 1 時間半じゃないかなというふうにならざるを得ないわけですが、先ほどもちょっと言いましたけれども、今 4 名、指令員のところは 4 名体制になっても 2 時間の深夜勤務ということですね、これは。そうすると 30 分の落差もあるわけですが、そういう労働条件上の問題があるにせよ、先ほど言った問題をやはりクリアをしていくと。とりわけ複数の災害や大事故になった場合は指揮支援隊は出かけなきゃいけないわけですから、そういうときに仮眠中の職員の方を仮に勤務させるにしても、やはり健康に対するリスクだとかですね、またそういう対応が長時間なればなかなか疲労もたまってくるというようなことも考えますので、今後ぜひ早期にこの専任体制化を検討していただきたいと思います。これは要望にとどめさせていただきます。

それから東町の消防署については、まさに鳥取市がということですので管理者である鳥取市長のほうで頑張っていたきたいと思います。

それからごみの分別については詳しく聞こうとは全然思わなかったんですが、私が具体的に年次を設定して取り組んで欲しいと、減量化目標は。そういう点についてはどう考えているかというのが質問の主旨でありましたので、この議事録公開等々いろいろ対応しつつ部分があるにせよ、これはやはり急がれることじゃないかなと思いますので、その廃プラスチックの扱い方、これまで鳥取市で言うとは分別を住民が協力して一生懸命やっている。これを東部広域ではどうするか早急に検討したいということですので、そういうスピードをもってこの減量化目標、いわゆる減量化についての取り組み、中身もそうですけどいついつまでにどうやるんだということをこの点について再度お尋ねをしておきたいと思います。

それから工業団地の問題をちょっと出しましたのは、やはり環境影響の調査をやって県の審議会に評価をするわけですが、この今度知事が意見として出そうとする中にも 3 番目に工業団地を含む将来の環境状態

の設定についてということになっているわけですね。これは局長に向けた話じゃないんですけど、管理者は御存じだと思いますけれど、このごみだけをやろうとしたら、確か県が都市計画法上の問題もあるからこの工業団地についてもどういうふうにやるのか、一緒に明らかにしたほうがいいじゃないかという意見がついて、それで一緒に取り組むということで進んできているわけですね。だから審議会のほうもこの環境影響評価は、局長が言われてそれとは違いますよ、条例上何も問題ないですよ、この工業団地は。対象外ですよということでは済まない話なんです、実際問題。近くの山が削られて団地が造成される、動植物はどうなるのかと。そこが一番審議の中心なわけですから。ここはしっかりと意見を、補正をするということですけど住民サイドから見れば、あの辺一帯で開発するわけですから別々なんて全然思っていないですよ。私はそこはね、住民の目線というか感情というものを全く心得てないと思うんですよ。返送の問題にしたってそうだと思いますよ。最後、管理者、この点は責任者ですので答弁をお願いしたいと思います。

最後ですがその環境影響評価に関しての後の手続きについて、1点だけお尋ねをしたいと思います。今後の手続きについてですが、評価書の作成、補正ということも出ました。その後の審査、工事の着手の届け出の時期について、どの程度の期間をですね、先ほど冒頭、提案説明の中では1月末ということで途中までは言われたんですけど、私は工事の着手見込みが予定どおり、どう今の審議の中で判断しておられるのか。この点を最後1点だけお尋ねをしておきたいと思います。

○中西照典議長 竹内管理者。

〔竹内 功管理者 登壇〕

○竹内 功管理者 お答えをいたします。まず、ごみの減量化の年次的な計画なり、年次の目標を定めての減量化の具体的な計画、そういった点につきましては先ほどからも述べておりますように、各市町の取り組みをいけば集約する形でまとめたいて考えております。現在、事務的にも担当の町の担当課長さんとかそういったところに目標の設定などに関するいろいろ話をしているという状況もございますので、できれば年度内あたりに、年度内、この年度24年度中に各市町での目標設定が可能であれば、25年度以降の目標についてそれぞれ既に計画を持っておられる町もありますので、何か目標年次がピタッと合うとか、なかなかそれは言えないのですがこれからつくられるところも出てきますので、できたら統一的な目標年次を定めて東部広域全体としての総量の減量目標、そうしたのもつくっていききたいという気持ちで今おるところです。早速、もう少し、年度内にできるような調整に向けて取り組みを進めていきたいと思います。

それから、工業団地ができることの環境影響ということでありましたが、これにつきましては工業団地そのものは県のアセスメント条例の対象事業ではないということでございます。したがって可燃物処理施設の環境影響評価のほうだけを進めてきているわけでありますが、当然、隣接地での取り組みも知事意見書のような中で指摘されるようなことがあれば、それに対する適切な対処対応をしなければならぬのではないかと思います。今後、具体的にそういった点がどう考えられていくのか、どう対処するのか、これについて検討していきたいというふうに思います。いずれにしても、工業団地は工業団地として良好な環境を保ちつつ整備をされるというふうに我々予定しているわけです。例えば緑地の部分をとったり、もちろん運動公園の部分もあったり、それから水面の調整池などもつくられます。そういったようなことを総合的に見て決して環境に悪い影響を与えるものではないかと思いますが、可燃物処理施設との関連で指摘されている動植物等への影響などについて関連する限りで何らかの言及をする必要があるのかどうか、これを意見が出てきてからの具体的な対応になるかと思えます。

さらに、最後にこの後の手続きといったようなことだったと思いますが、まだ工事の着手というのは可燃物処理施設の工事の着手というのは、今後、環境影響評価の手続きが終了しいろんな必要な調査とか設計とか、

そういったようなことを行って実際の工事発注を行って工事になるわけです。したがって、御質問が工事着手の時期ということなのか、工事の着手の届け出の時期ということなのか。届け出の時期でしょうか。これにつきましては特に今の時点で具体的に示していない。既にお答えした部分に重なるかと思いますが、25年1月末から2月の初めには評価書の審査結果が出されるものと考えております。県知事の審査が終わりましたら速やかに評価書の公告縦覧を行い、その後工事着手届を提出するというので、今後、近々にできるだけ速やかに届け出も出して、具体の現実の土を掘り起こすような建設工事というのはしばらくまだかかるとは思います。着手の届け出というようなものは進めていきたいと考えています。以上です。

○中西照典議長 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

日程第5 議案第15号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで（質疑・委員会付託）

日程第6 報告第1号繰越明許費繰越計算書について（質疑）

○中西照典議長 日程第5、議案第15号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで、以上4案及び報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを一括して議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中西照典議長 質疑なしと認めます。

議案第15号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで、以上4案は審査のため、お手元に配付してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時40分 散会

# 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成24年10月25日（木曜日）

## 議事日程（第2号）

平成24年10月25日（木） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 議案第15号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

~~~~~

会議に付した事件

日程第1

~~~~~

### 出席議員（18名）

|     |   |   |     |     |   |   |     |
|-----|---|---|-----|-----|---|---|-----|
| 1番  | 平 | 野 | 真理子 | 2番  | 寺 | 坂 | 寛夫  |
| 3番  | 木 | 村 | 和久  | 4番  | 砂 | 田 | 典男  |
| 5番  | 田 | 村 | 繁己  | 6番  | 中 | 西 | 照典  |
| 7番  | 岡 | 嶋 | 正広  | 8番  | 森 | 山 | 大四郎 |
| 9番  | 岡 | 本 | 和廣  | 10番 | 西 | 川 | 憲雄  |
| 11番 | 船 | 木 | 祥一  | 12番 | 津 | 村 | 忠彦  |
| 13番 | ・ | 田 | 博幸  | 14番 | 上 | 紙 | 光春  |
| 15番 | 寺 | 垣 | 健二  | 16番 | 上 | 杉 | 栄一  |
| 17番 | 上 | 田 | 孝春  | 18番 | 角 | 谷 | 敏男  |

~~~~~

説明のため出席した者

管理者	鳥	取	市	長	竹	内	功
副管理者	岩	美	町	長	榎	本	武
副管理者	若	桜	町	長	小	林	昌
						昌	司

副 管 理 者	八 頭 町 長	平 木 誠
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	深 澤 義 彦
事 務 局 長		加 藤 勝 茂
消 防 局 長		大 田 康 範
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	玉 谷 隆 明

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |                     |         |
|---------|---------------------|---------|
| 書 記 長   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長   | 中 村 英 夫 |
| 書 記 次 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長 | 勝 井 節 朗 |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 係 長 | 蜂 谷 知 哉 |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任 | 増 田 和 人 |

~~~~~

午前10時0分 開議

○中西照典議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第15号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○中西照典議長 日程第1、議案第15号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで、以上4案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。

各常任委員長の報告を求めます。

総務消防委員長、14番上紙光春議員。

〔14番 上紙光春議員 登壇〕

○14番上紙光春議員 おはようございます。総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第16号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算、議案第18号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について、以上2案はいづれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第17号平成23年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、以上2案は一部委員の反対がありました。賛成多数で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○中西照典議長 福祉環境委員長、9番岡本和廣議員。

[9 番 岡本和廣議員 登壇]

○9番岡本和廣議員 皆さん、おはようございます。福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告いたします。

議案第15号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第17号平成23年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、以上2案は、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○中西照典議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中西照典議長 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

通告により、発言を許可します。

18号角谷敏男議員。

[18番 角谷敏男議員 登壇]

○18番 角谷敏男議員 私は、議案第15号一般会計補正予算及び議案第17号平成23年度歳入歳出決算の認定について反対をしますので、討論を行います。

議案第15号は昨日、可燃物処理施設に伴う物件移転補償費の増額が土地所有者と話し合いが終了したわけではないのに予算計上され、また第17号の決算では歳入で国庫支出金の循環型社会形成交付金、歳出で可燃物処理施設整備基本計画や基金造成積立金などの関連経費7,500万余りが含まれています。

この反対理由は、やはり住民合意ができないまま、建設が進められていることです。その根本には、地元集落と八頭環境施設組合との協定に対する東部広域の都合のいい説明があります。また、今回の一般質問でも指摘しましたが、住民の意見要望に対する東部広域の対応は、本当に住民の目線や感情に配慮してその声に耳を傾けて、誠意ある公正・公平な行政であるとは言えないものがあります。そのうえ、施設立地促進基金の活用は、議員全員協議会での説明でも、地域振興策を理由に地権者集落が同意すれば、鳥取市の周辺地域に対してどんな事業にも制限なく使えるものであり、議会に事後報告で済む税金の使い方に鳥取市民のみならず各町の住民が納得するとは思えません。

可燃物施設建設計画は、過去の国・県の方針もあり、効率を追求するものです。現在の鳥取県環境影響評価審査会で東部広域が提出した準備書に対する審議をみる限り、工業団地を含めて建設予定地とその周辺への環境の悪化・後退が起こることに対して、大きな疑念を持たざるを得ません。

今日、住民の積極的な理解と協力によるごみの減量化と資源の再利用・有効利用が重視され、自然など環境保全が自治体に強く求められるもとの、広域化の大型施設はこうした動きに逆行するものであり、小型施設を圏域内に複数設置し、それによって住民が地域でこみ処理の在り方に関心を持ち続けるように、行政も住民の取り組みへの力をもっと生かして、協働・連携ができるごみ行政への転換を求めて討論とします。

以上、討論を終わります。

○中西照典議長 以上で討論を終わります。

これより、採決します。

まず、議案第15号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○中西照典議長 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算を起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○中西照典議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成23年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてを起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案について、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○中西照典議長 起立多数であります。したがって、本案は認定されました。

次に、議案第18号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○中西照典議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了しました。

これで、平成24年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時10分 閉会